平成２２年（フ）第１８５１号
札幌市南区真駒内曙町１丁目１番６―407号
債務者　土田　　浩
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８５７号
札幌市手稲区稲穂３条７丁目３番10号
債務者　今野　義徳
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８７２号
札幌市清田区平岡５条３丁目７番１―207号
債務者　澤崎　美香
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８７３号
札幌市豊平区福住３条１丁目７番１―503号
債務者　増井　義昭
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８８７号
北海道石狩市花川南２条１丁目３番地１　プラザイン花川Ｂ102号
債務者　吉田　　誠
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９３３号
札幌市中央区北９条西19丁目35番地　インペリアルワタナベ108号
債務者　滝本亜紀子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６３号
北海道登別市鷲別町６丁目40番地９
債務者　伊藤　和美
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第７６号
北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉190番地１のぞみ団地５号棟406
債務者　菊地　　博
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第７８号
北海道虻田郡洞爺湖町本町101番地
債務者　堀井　順子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
北海道斜里郡斜里町ウトロ香川209　知床ハイツＣ―48、住民票上の住所釧路市白樺台１丁目７番７号
債務者　川谷　和弘
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第２３号
北海道斜里郡斜里町朝日町30番地13
債務者　高橋　芳光
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
北海道斜里郡斜里町朝日町30番地13
債務者　高橋　雪枝
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第１７８号
群馬県富岡市田篠1238番地６　田篠市営住宅77―１―６
債務者　栂尾　伸司
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３９２号
埼玉県入間市向陽台１丁目１番地17　駅前プラザ12―509
債務者　佐藤　正男
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４０５号
埼玉県所沢市大字荒幡12番地の５　ピュアハイツ103
債務者　井田　　弘
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４２３号
埼玉県さいたま市見沼区大字南中野627番地５　ＴＡＫＡＴＯＲＩコーポ203、従前の住所埼玉県狭山市広瀬台３丁目８番１号
債務者　小林　　勉
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４６４号
埼玉県入間市大字野田1454番地３　サンボウ仏子202
債務者　深澤　明彦
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部